

加 監 公 表 第 1 4 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日

加古川市監査委員 中西 一人

加古川市監査委員 大塚 隆史

監 査 公 表

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により下記の請求人から提出された加古川市職員措置請求（平成 2 6 年 1 0 月 2 0 日付受理）について、同条第 4 項の規定に基づき監査を実施した結果を次のとおり公表します。

記

請 求 人

（氏名省略）

1 請求の受理

本件職員措置請求について、平成26年10月27日に監査委員において協議し、所要の法定要件を具備していると認め、平成26年10月20日付でこれを受理することに決定した。

2 請求の要旨

加古川市職員措置請求の要旨は次のとおりである。

①請求の対象事項

加古川市議会政務活動費 平成25年度分 新政会 備品消耗品費の内
平成26年3月27日支払分

②請求する措置内容

備考欄には「写真等の保存・整理」と記されているが、

- | | | | |
|--------------|-----|------------|-----|
| ・USBメモリー16GB | 10個 | ・SDカード16GB | 10個 |
| ・SDカード32GB | 4個 | ・SDカード64GB | 4個 |
| ・ブルーレイディスク | 1枚 | | |

を購入している。

膨大なデータ処理が可能な数量ではあるが、10人の所属議員それぞれが必要な備品であるとは考えられない。実際の使用状況は不明であるが、常識的には政務活動の範囲内での「写真等の保存・整理」としては、過剰な備品購入であると考えられることからこれらの支出は不適切である。

よって、監査委員は厳正なる監査を行い、加古川市長に対し、前期の新政会所属議員の違法不当な利得部分について市に返還させるなど、加古川市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずることを求める。

3 監査の実施

加古川市職員措置請求書及び提出された事実を証する書面を基に検討し、平成26年11月7日に請求人の陳述及び関係する議会事務局職員の関係人事情聴取を行い、監査を行った。

4 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 中 西 一 人

加古川市監査委員 大 塚 隆 史

5 監査委員の除斥

監査委員のうち森田俊和監査委員及び木谷万里監査委員は、平成26年10月27日の監査委員協議において、地方自治法（以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

6 監査の結果

（結 論）

請求人は、平成25年度の政務活動費で支出された新政会の備品消耗品費のうち、平成26年3月27日支払分のUSBメモリー、SDカード、ブルーレイディスク（以下「USBメモリー等」という。）は、膨大なデータ処理が可能な数量であり、10人の所属議員それぞれが必要な備品であるとは考えられず、常識的には政務活動の範囲内の「写真等の保存・整理」としては、過剰な備品購入であると考えられることからこれらの支出は不適切であると主張している。

そこで、請求人が不適切な支出と主張するUSBメモリー等の購入が、不当であるか否かについて検討した結果、不当であるとはいえず、請求人の主張には理由はないと判断した。

その理由は次のとおりである。

（理 由）

請求人が提出した事実証明書及び関係人である議会事務局から提出された資料によると、10人の議員が所属する新政会は、USBメモリー等を平成26年2月3日に購入し、平成26年3月27日に政務活動費の備品消耗品費として支払った158,523円のうち、当該USBメモリー等に係る費用として127,102円を支払っており、その費用を含め、平成26年4月14日付で加古川市議会議長に対し政務活動費収支報告書を提出している。

政務活動費の交付に関しては、法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定され、さらに、同条第15項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

また、判例では、平成24年の法改正により政務調査費が政務活動費として改められる前の政務調査費の制度について、「議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて政務調査費の使途の透明性を確保しようとしたものである。もっとも、これらの規定は、政務調査費の使途の透明性を確保するための手段として、条例の定めるところにより政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することのみを定めており、地方自治法は、その具体的な報告の程度、内容等については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めによだねることとしている。」（最高裁平成22年4月12日判決）とされている。これは、法改正により改められた政務活動費においても基本的には変わっていないと考えられる。

なお、加古川市における政務活動費は、加古川市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）及び加古川市議会政務活動費の交付に関する規則（以下「規則」という。）の規定に基づき交付されており、加古川市議会において定めた政務活動費の手引き（以下「手引き」という。）及び加古川市議会政務活動費経理要領（以下「経理要領」という。）により、政務活動費の使途基準及び運用指針等が示され、使途基準を明確にするために具体的な例示がされている。

そこで、本件USBメモリー等の購入についてみると、まず、請求人はUSBメモリー等を備品であると主張しているが、手引きにおいて、備品とは「その性質または形状を変えることなく、長期の使用にたえるもののうち、おおむね取得価格が5,000円（税抜き）以上のもの」とされ、また、備品耐用年数表において備品の用途、備品名、耐用年数及び具体例が示されており、本件USBメモリー等をこれらに照らし合

わせると、備品でなく消耗品としての取扱いが妥当であると考えられ、実際に手引きに基づく消耗品としての購入であることが確認できた。なお、手引きにおける備品の規定については、加古川市財務規則別表第6で定める加古川市の備品の規定と同様のものとなっており、特段、手引きの規定が適当でないとはいえない。

次に、請求人が主張する本件USBメモリー等の購入が過剰であるか否かについて検討する。政務活動費の支出根拠となる条例、規則、手引き及び経理要領には、消耗品の購入に係る数量制限等の基準は定められておらず、その購入にあつては、会派及び議員が行う活動に必要な消耗品として、会派及び議員の合理的判断に委ねられていると考えられる。

このことは、法改正前の政務調査費の支出の適合性について、「調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性に関する判断については議員の良識に委ねられ、支出主体である会派あるいは議員の裁量が認められる」（仙台高裁平成19年12月19日判決）とされていることからいえることである。

議会事務局から提出された資料により新政会における政務活動費でのUSBメモリー等の購入実績を確認したところ、平成25年度以降において複数回の購入実績があり、消耗品としての認識のもと随時購入していたことが伺える。さらに、これらを含めUSBメモリー等が使用されているか否かを調査したところ、使用されていることが確認された。

このことから、議員個人によって使用量の差異があつたとしても、年度末において必要性もなく購入したとはいえず、新政会の合理的な判断に基づいて購入されており、過剰であるとまではいえない。

したがって、本件USBメモリー等の購入に係る政務活動費の支出は、不当であるとはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないと認め、結論のとおり判断した。